

令和7年度 前期危険物取扱者保安講習受講案内

広島県
一般社団法人 広島県危険物安全協会連合会

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定に基づく、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施します。

1 受講義務者

危険物取扱者免状の交付を受け、現在、危険物製造所・貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事している者(以下「受講義務者」という。)は、次の期日までにこの講習を受講しなければなりません。

2 受講義務の期日

- (1) 危険物の取扱作業に新たに従事することとなった者は、その日から1年以内。
ただし、過去2年以内に免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合には、免状交付日又は受講日以後における4月1日から3年以内。
- (2) 前回の講習を受けた後、引き続いて危険物の取扱作業に従事している者は、前回講習日以後における4月1日から3年以内。
- ※ 受講義務者が上記の期日までに受講しないときは、消防法の違反になります。

3 講習月日及び会場

講 習 日	会 場	講習種別及び講習時間	
		午 前	午 後
次ページに記載			

(注意事項)

- (1)「**給油取扱所**」とは、給油取扱所において危険物の取扱作業に従事している者を対象とした講習。
- 「**コンビナート**」とは、コンビナート等特別防災区域内の製造所等において危険物の取扱作業に従事している者を対象とした講習。
- 「**その他**」とは、上記以外の危険物の取扱作業に従事している者を対象とした講習。
- (2) **講習日時及び講習会場**は、受講票によって指定し、**本人あてに通知**します。
- (3) 希望する講習日が定員に達した場合等には、**希望日を変更する場合があります**ので、あらかじめ御承知ください。

4 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間	
	午前	午後
規制の要点・過去3年間の法令改正事項	9:30～12:30	13:30～16:30
危険物の火災予防に関する事項		

※ 受付は、講習開始時間の30分前からです。

5 受講申請書等の配布場所

◎各消防局・本部(署) ◎(一社)広島県危険物安全協会連合会 ◎広島県危機管理監消防保安課

6 受講申請書の受付期間等

- (1) 受付期間 **令和7年5月7日(水)～5月20日(火)** ※土曜日及び日曜日は、受付をしていません。
- (2) 受付時間 9時～16時30分(ただし、12時～13時を除く。)

※ **受付期間を過ぎてしまった場合**は、当連合会にご相談ください。申請できることになった場合は、申請書を当連合会に郵送又は持参してください。

7 受講申請書の提出先は、次のいずれかに提出してください。

- ◎各消防局・本部(署) ◎ (一社)広島県危険物安全協会連合会(〒732-0053広島市東区若草町6番15号 坂部ビル1階)
- ※ **郵送による場合は、当連合会に送付してください。(消防本部等には郵送できません。)**

8 受講申請に必要な書類等

受講申請書	1 受講申請書の※印欄には記入しないこと。 2 保安講習受講票の「受講票・免状預証」の氏名欄は必ず記入すること。また、その裏面には返送用あて先を記入し、 85円切手 を貼ること。 ※ 受講票の返送先は、勤務先又は自宅とし、配達ミスとならないよう正確に記入してください。 3 「既得免状の状況」欄には、 所持する全ての資格 について記入すること。 4 「受講希望」欄の希望地、希望月日は、従事している危険物施設の区分に応じた講習種別に従い、第3希望まで場所及び月日を記入すること。 5 「従事している危険物施設の区分」欄には、必ずA・B・Cのいずれかの記号に○印をすること。 ※ やむを得ず「従事している危険物施設の区分」に対応した講習を受講できない場合は、第一希望日の講習種別と、「従事している危険物施設の区分」(A・B・C)を必ず一致させてください。
受講手数料 5,300円 (非課税)	1 左記相当額の 講習手数料納付書の払込証明書 の全面に糊付けし、受講申請書(裏面)の所定欄にしっかりと貼ってください。 2 講習手数料の納付書は、各消防局・消防本部(署)、(一社)広島県危険物安全協会連合会、広島県危機管理監消防保安課にあります。 3 受講手数料を納付する際、振込手数料は必要ありません。

9 その他

- (1) 受講票が**6月12日(木)**までに届かないときは、当連合会(082-261-8251)にお問合せください。
- (2) 受講申請書受理後は、原則、申請書・手数料等は返却しません。
- (3) 「受講票で指定された講習日」は、変更する会場の定員の枠内であれば変更が可能です。当連合会にご相談ください。
- (4) **自然災害等により、やむを得ず日程が変更となる場合等は、広島県及び当連合会のホームページでお知らせします。**
- (5) 問合わせ先

- (一社)広島県危険物安全協会連合会 〒732-0053 広島市東区若草町6番15号 坂部ビル1階 TEL(082)261-8251 FAX(082)261-8252
- 広島県危機管理監消防保安課 〒730-8511 広島市中区基町10-52 TEL(082)513-2791

※ **広島、廿日市会場の駐車場は駐車できません。呉、福山会場は有料駐車場です。**

令和7年度 前期 危険物取扱者保安講習

1 講習日時・場所

月 日	曜日	場 所	会 場	講習種別及び講習時間	
				9:30～12:30	13:30～16:30
6月25日	水	大 竹 市	大竹市消防本部 大竹市立戸1-2-10	-----	コンビニート
6月26日	木	大 竹 市	大竹市消防本部 大竹市立戸1-2-10	コンビニート	コンビニート
7月3日	木	福 山 市	福山市生涯学習プラザ 福山市霞町1-10-1	その他	コンビニート
7月4日	金	福 山 市	福山市生涯学習プラザ 福山市霞町1-10-1	給油取扱所	その他
7月8日	火	東広島市	東広島市消防局 東広島市西条町助実1173-1	-----	その他
7月9日	水	東広島市	東広島市消防局 東広島市西条町助実1173-1	給油取扱所	その他
7月10日	木	廿日市市	廿日市市総合健康福祉センター 廿日市市新宮1-13-1	-----	その他
7月11日	金	廿日市市	廿日市市総合健康福祉センター 廿日市市新宮1-13-1	給油取扱所	その他
7月15日	火	呉 市	広まちづくりセンター 呉市広古新開2-1-3	-----	その他
7月16日	水	呉 市	広まちづくりセンター 呉市広古新開2-1-3	給油取扱所	その他
7月18日	金	三 次 市	みよしまちづくりセンター 三次市十日市西6-10-45	給油取扱所	その他
7月23日	水	三 原 市	三原市消防本部 三原市宮浦1-22-2	-----	その他
7月24日	木	三 原 市	三原市消防本部 三原市宮浦1-22-2	給油取扱所	その他
7月25日	金	尾 道 市	(協)ペイタウン尾道 尾道市東尾道4-4	給油取扱所	その他
7月30日	水	広 島 市	広島県健康福祉センター 広島市南区皆実町1-6-29	-----	その他
7月31日	木	広 島 市	広島県健康福祉センター 広島市南区皆実町1-6-29	給油取扱所	その他
8月1日	金	広 島 市	広島県健康福祉センター 広島市南区皆実町1-6-29	その他	給油取扱所

2 申請受付期間 令和7年5月7日（水）～5月20日（火）

※ この期間を過ぎた場合は、(一社)広島県危険物安全協会連合会にご相談ください。

3 受講手数料 5,300円(所定の納付書により、金融機関に払い込んでください。)

4 講習申請書等 消防本部(署)、(一社)広島県危険物安全協会連合会、広島県危機管理監消防保安課にあります。

5 申請書の提出先 消防本部(署)、(一社)広島県危険物安全協会連合会に提出してください。

6 問合せ先 (一社)広島県危険物安全協会連合会 広島市東区若草町6-15坂部ビル1階 電話(082)261-8251 広島県危機管理監消防保安課 広島市中区基町10-52 電話(082)513-2791

広 島 県
一般社団法人 広島県危険物安全協会連合会